

いまもあしたも誇れる座間であるために…

発行者：おぎはら健司
メールアドレス：info@ogiharakenji.com
連絡先：042-719-4972 (ファックスも同じ)

おぎはら健司の市政レポート

衆院選挙区割りの続報

前号でお伝えしたとおり、衆議院小選挙区の区割りについて、事前の通告もなく座間市相模が丘が現在の神奈川13区から同16区に編入される勧告が区割り審より出されております。

週明けに閣議決定され、今国会の会期中には法案として提出・可決し、次期衆院選から適用されるとの事です。

ここで、確認をしておかなければならないのは、今回の区割り見直しについて「市町村の分割」という言葉だけが先走りしている点についてではないかと考えます。と申すのも、複数の方から「荻原さん、座間市が分割されると貴方はどうなるの？座間市議会議員ではなくなるの？」というご質問を受けるからです。

一部の市民の間では、座間市が分割され相模が丘が相模原市へ編入されるという誤解が生じているようですが、今回の見直しは、あくまでも「衆議院小選挙区」の見直しであり、地方自治体の線引きの見直しではないということ。つまり、これからも私の住む座間市相模が丘は、座間市内で最も多くの市民の住む地域として、市と市民の協働により誕生した「さくら百華の道」のある地域として継続するという事です。

では何故、遠藤座間市長が記者会見にて強い不快感を示されたのかということ、今回の選挙区割りの見直しについて、何よりも事前の通告が皆無であった事もありますが、結果として次期衆院選はもちろん、それ以外にも、必要以上の手間が強いられるからに他なりません。

どのような手間を強いられるか。考え得るのは、まず開票作業の煩雑化でしょうか。国政選挙の費用は国からの交付金で賄われますから、衆院選に於いて座間市独自の財源はほぼ必要がないと考えられます。しかしながら、狭い市域のうち、約8万票の13区と約2万票の16区の開票作業は、もちろん一度に行う事は出来ま

せんから、これまでのように座間市民体育館で一度に開票することが出来なくなります。

加えて、選挙用ポスターの掲示板設置についても、13区用のものと16区用のものを用意した上で対応しなくてはなりません。

さらに、期日前投票所について考えてみると、現在の座間市内の有権者が行える期日前投票は市役所1階ロビーの一箇所のみで実施されていますが、新たな区割りで選挙を行う場合、16区での投票を行う相模が丘の方が期日前投票を行う場合、市役所までわざわざ足を運ばなくてはならず、さらに、13区・16区それぞれの立会人の配置に加え投票箱を設置しなくてはなくなる上に、相模が丘地域内に新たに期日前投票所を設ける必要性も迫られます。(これは、今後の選挙(例えば市議選など)に於いても実施を迫られ、結果的に市費を投じざるを得なくなる可能性があります。(個人的には地元で期日前投票が行える事は歓迎しますが)

また、甘利代議士の秘書を務めた私が言うのも憚られますが、相模が丘地域の甘利代議士の支援者に於ける喪失感は計り知れないものがあるでしょう。(もちろん私もです…)

結果的に、投票率が低下することは容易に推測され、政治離れが今以上に加速すると言わざるを得ないこと。

さらに「人口のみで選挙の平等性を求めるのが正しいのか。面積要件で比較した場合の一票の重みはどうなるのか」「今後も国勢調査ごとに選挙区割りを見直すのか」等、かつて小沢一郎氏が「選挙ごとの政権交代を可能にするため」に編み出した、小選挙区制度を続ける事が限界に達しているとも考えられる事から、座間市議会として、国への意見書提出も視野に入れながら準備を進めています。

次号からは市政を中心にレポートします！